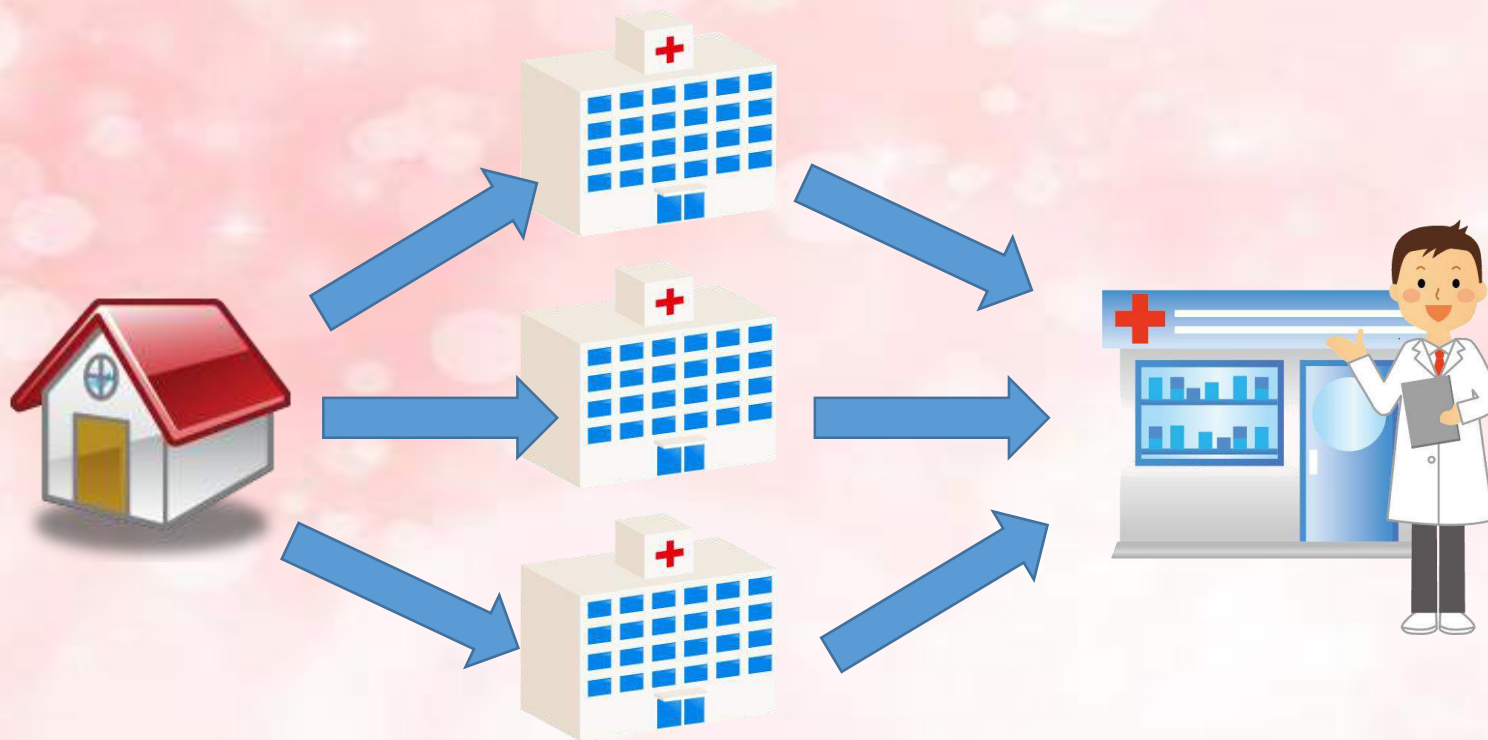


かかりつけ薬剤師 かかりつけ薬局・健康サポート薬局



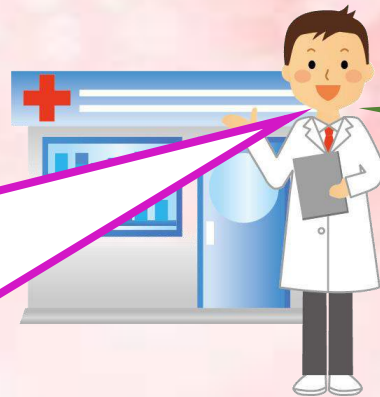
かかりつけ薬剤師って何？

かかりつけ薬剤師とは、かかりつけ医の薬剤師版

かかりつけ薬剤師：患者さんが、薬局において知識や経験が一定レベル以上とみなされる薬剤師を「かかりつけ薬剤師」として指名します。



薬剤師Aさん！
患者Bさんから
ご指名入りました～！



Bさん！
薬剤師Aさんの
指名料
1回210円になりま～す！

かかりつけ薬剤師の義務



かかりつけ薬剤師が行わなければいけないこと

薬の説明はもちろん服薬管理を全て行います。

* 残薬管理及び確実な服用につながる指導

* お薬手帳の意義・役割の説明と使用の適正化

患者さんから24時間相談を受ける体制を整えます。

* 24時間対応可能な連絡先を教えます。

* 勤務表も患者に渡します。

お薬手帳にかかりつけ薬剤師の名前や勤務先を記載します。

患者が他の薬局や病院から調剤を受けた場合は、
それを聞き出して記録します。



どうしたら、かかりつけ薬剤師になれるの？



かかりつけ薬剤師の要件（次の4条件全てをクリアする必要がある）

1. 薬局に3年以上勤めて、現場で働いた経験がある
2. 薬局に週32時間以上勤務していて、半年以上その店舗に勤務している
3. 薬剤師の研修を受けて、認定や資格をもっている
4. 地域の講演会などで発表したり、社会活動をしている

つまり、その店舗で経験がある
勉強家の薬剤師というイメージです。



かかりつけた薬剤師の指名料

		調剤報酬点数	3割負担患者	1割負担患者
かかりつけ薬局 かかりつけ薬剤師を指名した場合 かかりつけ薬剤師指導料が算定される		70点	210円	70円
かかりつけ薬剤師を指名しない場合 薬剤服用歴管理指導料が算定される				
	初回又はお薬手帳持参し忘れた場合	38点	114円	38円
	半年以内に再度お薬手帳持参した場合	50点	150円	50円

かかりつけ薬局で、かかりつけ薬剤師を指名すると、
3割負担患者は210円かかります。(処方1回につき)

これは、「かかりつけ薬剤師指導料」によるものです。

患者が薬剤師を指名し、指名されたかかりつけ薬剤師が、

患者に対して服薬指導等の業務を行った場合に、薬剤服用歴管理指導料に代えて算定されるものです。

健康サポート薬局

健康サポート機能をもったかかりつけ薬局

- * 健康の保持増進に関する相談に対し、
かかりつけ医と連携し状況確認、受診勧奨
- * 医療機関その他の連携機関への紹介への取組み
(地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び訪問看護ステーション、
健康診断や保健指導の実施機関、市区町村保健センター等の行政機関、
介護予防・日常生活支援総合事業の実施者等)
- * 地域の一定範囲内で連携体制を構築し、連絡先や紹介先の一覧表作成
- * 利用者の同意の上、必要な情報を紹介先の医療機関
その他の連携機関に文書で提供
- * 医師会等と連携・協力し、地域の健康保持増進等の事業に積極的に参加

健康サポート薬局

常駐する薬剤師の資質

(かかりつけ薬剤師の要件に追加で求められるもの)

研修を修了した薬剤師(研修修了薬剤師)が常駐

実務経験 : 過去に薬局の薬剤師としての経験が5年以上

研修修了後も健康サポートに関する知識の習得に努める

研修修了薬剤師は、当該薬局で業務を行っている薬剤師

常駐する薬剤師の資質

間仕切り等で区切られた相談窓口を設置

健康サポート薬局の旨を薬局の外側の見やすいところに掲示。

要指導医薬品等及び健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言及び健康増進に関する相談を積極的に行う。



薬剤師の形態



勤務状況等の要件
(さらに厳しい)
研修修了薬剤師

勤務状況等の要件
研修認定薬剤師

登録

研修修了
薬剤師

かかりつけ
薬剤師

保険薬剤師

健康サポート薬局
(健康サポート機能をもった
かかりつけ薬局)の
常駐薬剤師になれる

かかりつけ薬剤師になれる
かかりつけ薬剤師指導料
が算定できる資格

保険調剤ができる

